

メディカルコントロール
体制に関する実態調査結果

令和2年1月

消防庁

■□目 次□■

第1章 調査概要

1. 調査の目的
2. 調査方法
 - (1) 対象
 - (2) 調査票の配布・回収方法
3. 調査名
 - (1) 1回目
 - (2) 2回目

第2章 メディカルコントロール協議会票の結果

第1節 メディカルコントロール協議会

1. メディカルコントロール協議会の構成員（都道府県 MC・地域 MC）
2. メディカルコントロール協議会の予算負担者（都道府県 MC・地域 MC）
3. 協議会で取り上げられた課題（都道府県 MC・地域 MC）
4. 救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関する役割（都道府県 MC・地域 MC）
5. 法定協議会としての位置付け（都道府県 MC）

第2節 救急活動

1. 救急活動プロトコル
 - (1) 救急活動プロトコルの改訂（G2015に関する改訂）（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 救急活動プロトコルの改訂（救急救命処置等に関する改訂）（都道府県 MC・地域 MC）
2. オンライン MCに関する取組（都道府県 MC・地域 MC）
3. 救急救命士の再教育における病院実習時間及び日常的な教育体制の時間（都道府県 MC・地域 MC）
4. 事後検証体制（都道府県 MC・地域 MC）

第3節 救急に携わる職員の教育

1. 指導救命士の認定
 - (1) 指導救命士の認定状況（都道府県 MC）
 - (2) 指導救命士の消防教育機関での活用状況（都道府県 MC）
2. 通信指令員の救急に係る教育
 - (1) 教育の実施状況（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用（都道府県 MC・地域 MC）
 - (3) 口頭指導要領の策定（都道府県 MC・地域 MC）
 - (4) 口頭指導に係る事後検証の実施（都道府県 MC・地域 MC）
3. テロ災害等への対応力向上
 - (1) 救命止血帯（ターニケット）の教育状況（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 消防本部からの指導協力要請（都道府県 MC・地域 MC）
4. 心肺蘇生を望まない傷病者への対応
 - (1) 対応方針の策定（都道府県 MC・地域 MC）
 - (2) 対応方針の内容（都道府県 MC・地域 MC）

第3章 消防本部票の調査結果

第1節 指導救命士

1. 指導救命士の運用
2. 指導救命士の運用法

第2節 救急救命士の再教育

1. 救急ワークステーションの運用
2. 救急救命士の再教育の実施状況

第3節 通信指令員の救急に係る教育及び口頭指導

1. 教育の実施状況
2. 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用
3. 口頭指導要領の策定及び地域MCの承認
4. 口頭指導に係る事後検証の実施

第4節 テロ災害等への対応力向上

1. 救命止血帯（ターニケット）の教育状況
2. 救命止血帯（ターニケット）の配備状況

第5節 心肺蘇生を望まない傷病者への対応

1. 対応方針の策定
2. 対応方針の内容

第6節 救急隊の感染防止対策

1. 感染防止対策マニュアルの整備
2. 感染防止に関する研修の実施状況

第1章 調査概要

1. 調査の目的

救急業務の質の維持・向上等を目的として、救急業務において重要な役割を担うメディカルコントロール（以下「MC」という。）に関し、MC協議会の体制、開催状況等をはじめとする全国の実態を調査・把握するために実施した。

2. 調査方法

(1) 対象

全国の都道府県MC協議会、地域MC協議会、消防本部を対象として、それぞれに調査票を作成した。なお、都道府県内に地域MC協議会を設置していない都道府県については、地域MC協議会の役割を都道府県MC協議会が担っていることから、都道府県MC協議会に地域MC協議会の調査票の回答も依頼した。

対象数は、以下のとおり。

- 都道府県MC協議会 47 協議会
- 地域MC協議会 251 協議会
- 消防本部 726 消防本部

(2) 調査票の配布・回収方法

いずれの調査対象についても、各都道府県消防防災主管部（局）を通じて調査票（電子ファイル）をメールで配布し、回答結果を都道府県が取りまとめた上で、消防庁が電子メールで回収した。

3. 調査名

(1) 「救急救命体制の整備・充実に関する調査」及び「メディカルコントロール体制等の実態に関する調査」（1回目）

(ア) 期間

令和元年9月20日～令和元年10月17日

(イ) 基準日

令和元年8月1日（前年比較：平成30年8月1日）

(ウ) 回収率

100%

(2) 「救急救命体制の整備・充実に関する調査」及び「メディカルコントロール体制等の実態に関する調査」（2回目）

(ア) 期間

令和元年11月8日～令和元年11月28日

(イ) 基準日

令和元年8月1日（前年比較：平成30年8月1日）

(ウ) 回収率

100%

第2章 メディカルコントロール協議会票の結果

第1節 メディカルコントロール協議会

1. メディカルコントロール協議会の構成員

構成員については、以下のとおり。

図表1 MC協議会の構成員と人数（都道府県MC票・地域MC票）（複数回答）

構成員種別	都道府県MC (N=47)		地域MC (N=251)	
	MC数※	平均値	MC数※	平均値
①救命救急センターの医師	45	5.2人	165	2.5人
②救命救急センター以外の救急科専門医	31	3.3人	109	2.7人
③救急科以外の医師	35	5.4人	221	6.3人
④医師会の医師	45	2.6人	236	3.4人
④のうち救急専門医	8	2.8人	14	1.3人
⑤保健所の医師	13	2.0人	177	1.5人
⑤のうち救急専門医	0	0.0人	1	5.0人
⑥精神科医	11	1.1人	13	1.2人
⑥のうち救急専門医	1	1.0人	0	0.0人
⑦都道府県衛生主幹部局の課長等	40	1.4人	104	1.3人
⑧都道府県消防防災主幹部局の課長等	39	1.2人	144	1.2人
⑨消防本部の消防長、救急担当部課長等（管理監督者）	44	6.3人	231	3.5人
⑩都道府県の要綱等で定めた指導救命士	5	5.2人	71	3.7人
⑪消防本部の通信指令担当課長	1	1.0人	21	1.3人
⑫その他	30	3.1人	105	5.6人

※表中の「MC数」とは、各構成員について「1人以上配置している」と回答したメディカルコントロール協議会数を計上

「その他」に挙げられた回答

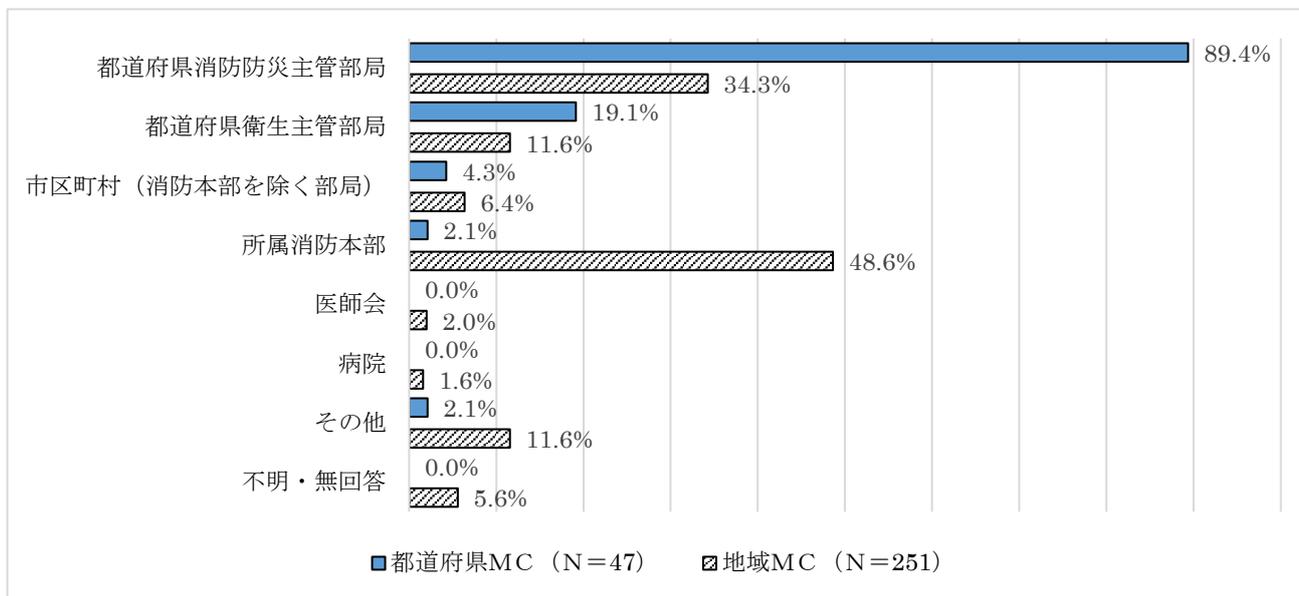
<input type="checkbox"/> 地域MC会長	<input type="checkbox"/> 看護協会	<input type="checkbox"/> 警察職員	<input type="checkbox"/> 災害コーディネーター	<input type="checkbox"/> 学識経験者
<input type="checkbox"/> 消防学校長	<input type="checkbox"/> 医療法規専門家	<input type="checkbox"/> 弁護士	<input type="checkbox"/> 市町村会	

2. メディカルコントロール協議会の予算負担者

○都道府県MC協議会の予算については、都道府県消防防災主管部局の89.4%が最多。

○地域MC協議会の予算については、所属消防本部（48.6%）、都道府県消防防災主管部局（34.3%）の順に負担している団体が多い。

図表2 令和元年度 予算負担者（複数回答）（都道府県MC票・地域MC票）



「その他」に挙げられた回答

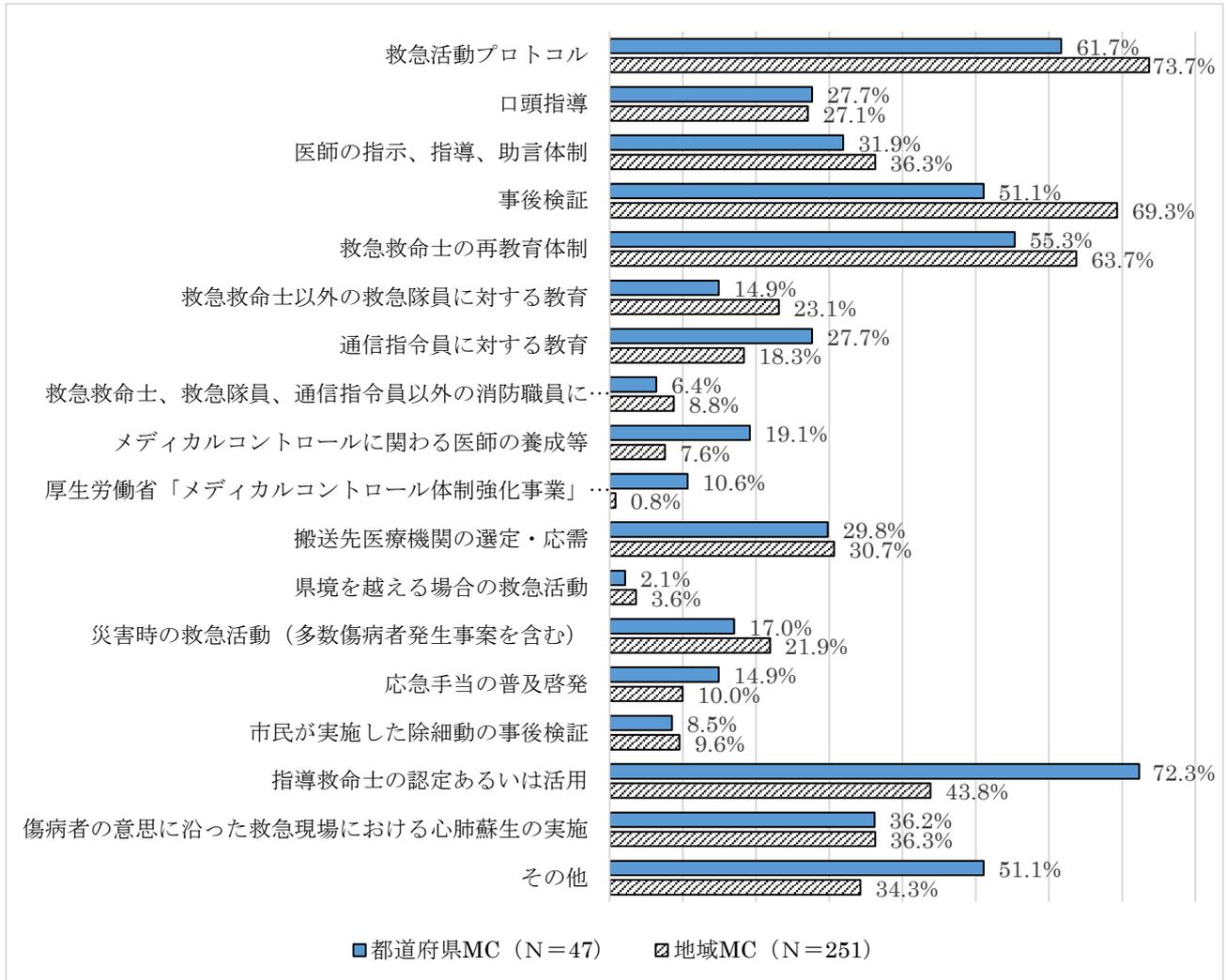
○消防長会 ○救急・医療に関する協議会（救急業務高度化、救急医療対策協議会）

3. 協議会で取り上げられた課題

○都道府県MC：「指導救命士の認定あるいは活用」、「救急活動プロトコル」、「救急救命士の再教育体制」の順に多い。

○地域MC：「救急活動プロトコル」、「事後検証」、「救急救命士の再教育体制」の順に多い。

図表3 取り上げられた課題（複数回答）（都道府県MC票、地域MC票）



「その他」に挙げられた回答

（都道府県MC票）

- 救急安心センター事業（#7119）
- 救急隊の感染防止対策
- 傷病者の搬送及び受入れの実施基準
- 病院実習について
- テロ災害等による対応力向上としての止血に関する教育
- 指導救命士の認定 など

（地域MC票）

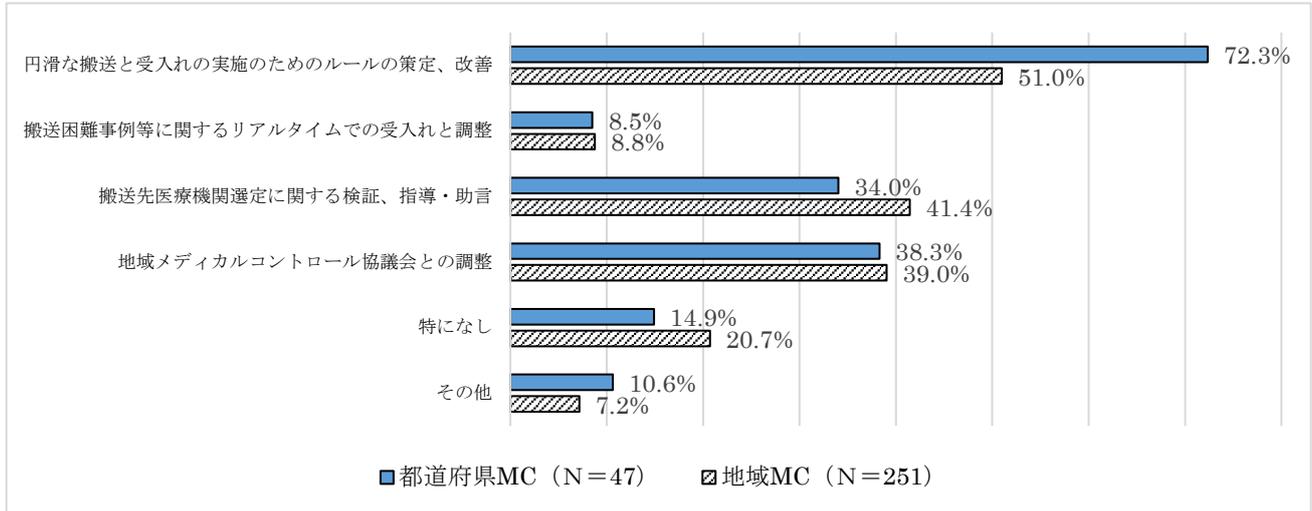
- ドクターヘリの運用
- テロ災害等による対応力向上としての止血に関する教育
- ラグビーワールドカップの運用
- 外国人対応
- 転院搬送について
- 救急隊の感染防止対策
- 12誘導心電図について

4. 救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関する役割

○都道府県MC：「円滑な搬送と受入れの実施のためのルールの策定、改善」の回答が最多。

○地域MC：「円滑な搬送と受入れの実施のためのルールの策定、改善」と「搬送先医療機関選定に関する検証、指導・助言」の順に多い。

図表4 救急搬送体制に係る調整に関するMC協議会の役割（都道府県MC票、地域MC票）



「その他」に挙げられた回答 (都道府県MC票)

○救急体制の調査研究 ○指示医師及び救急救命士の研修

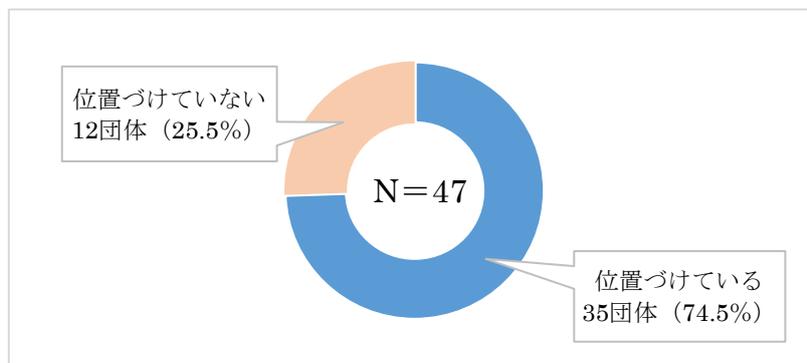
(地域MC票)

○転院搬送ガイドライン ○DNAR時の対応 ○症例検討会と救急隊へのフィードバック

5. 法定協議会としての位置付け

○都道府県MC協議会の74.5%が、法定協議会として位置付けられていると回答した。

図表5 法定協議会としての位置付け（都道府県MC票）



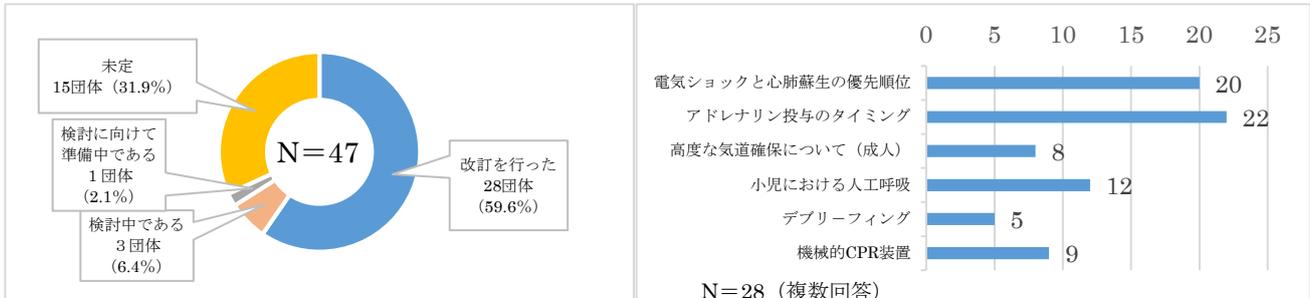
第2節 救急活動

1. 救急活動プロトコル

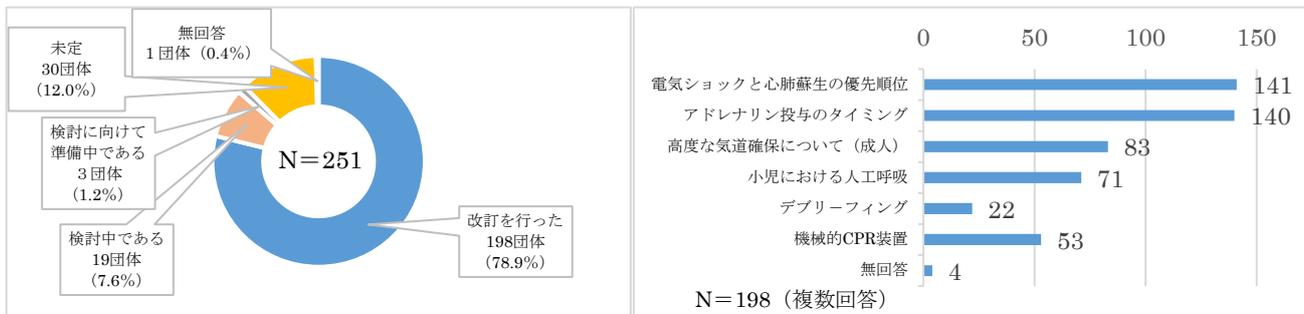
(1) 救急活動プロトコルの改訂（G2015に関する改訂）（ガイドライン改正後から）

○都道府県MC、地域MCともに改訂された内容としては、「アドレナリン投与のタイミング」、「電気ショックと心肺蘇生の優先順位」の回答が多い。

図表6 救急活動プロトコル改定状況（都道府県MC票・G2015に関する改訂）



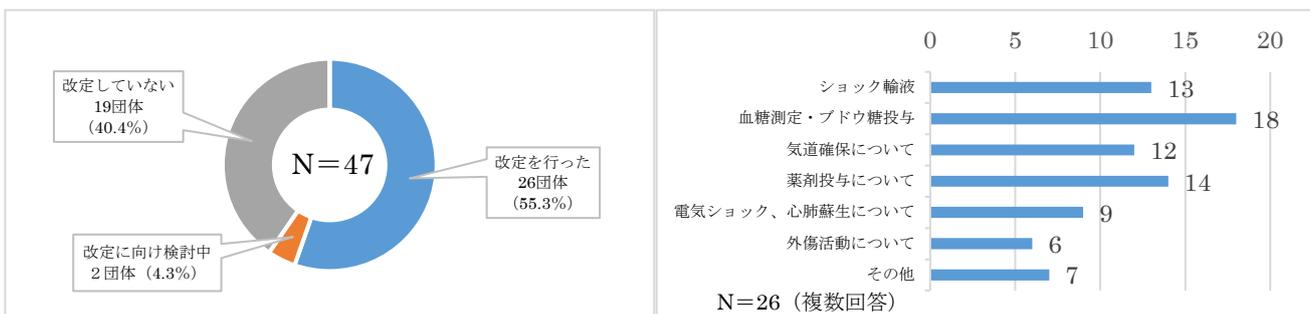
(地域MC票・G2015に関する改訂)



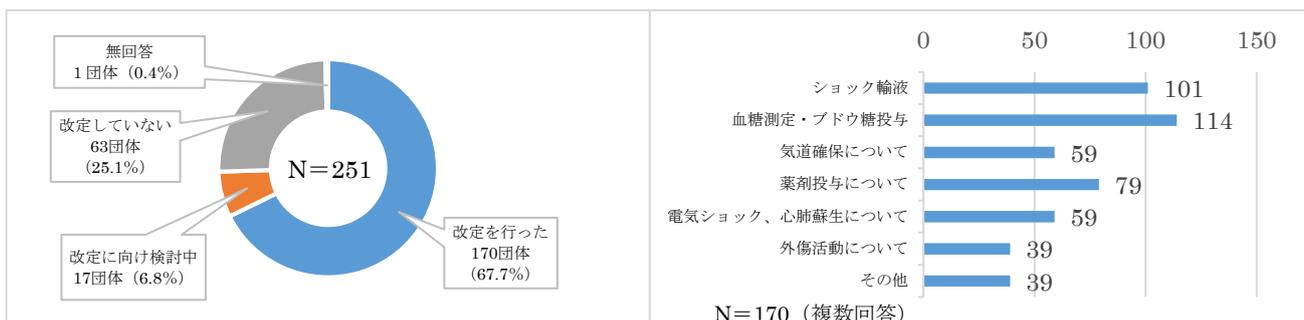
(2) 救急活動プロトコルの改訂（救急救命処置等に関する改訂）（平成30年中）

○都道府県MC、地域MCともに「血糖測定・ブドウ糖投与」、「ショック輸液」の順に多い。

図表7 救急活動プロトコル改定状況（都道府県MC票・救急救命処置等に関する改訂）



(地域MC票・救急救命処置等に関する改訂)

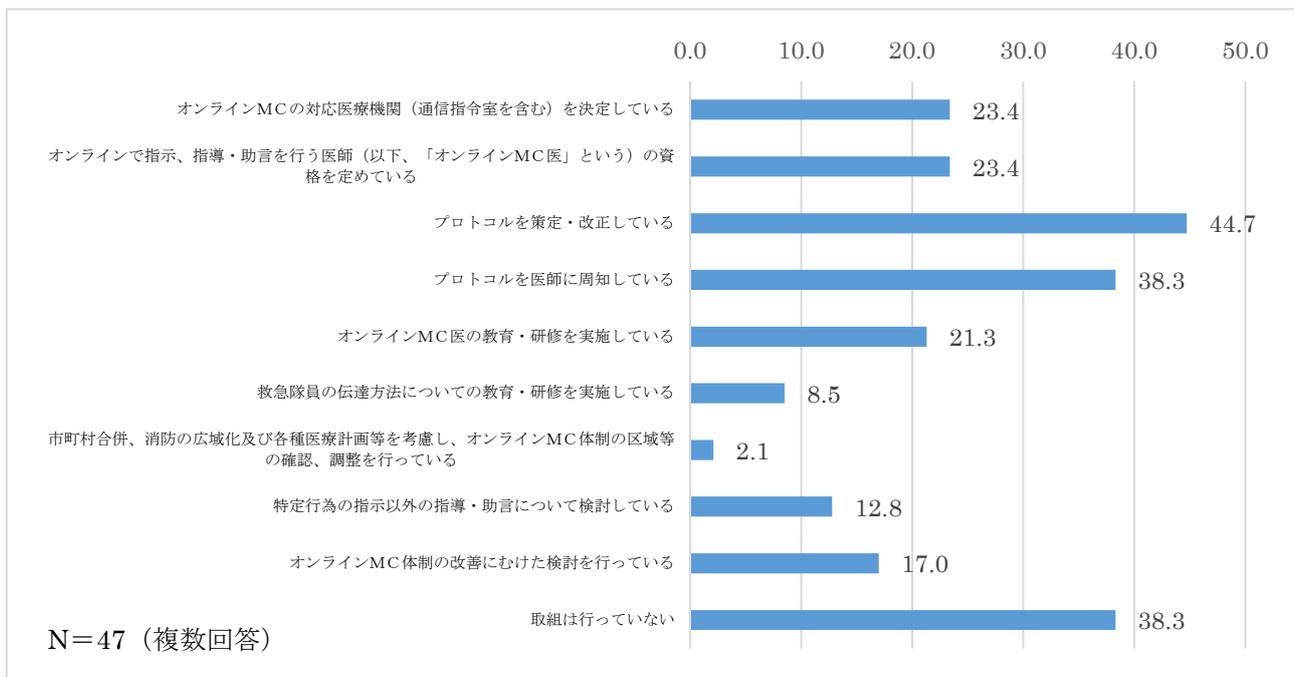


2. オンラインMCに関する取組

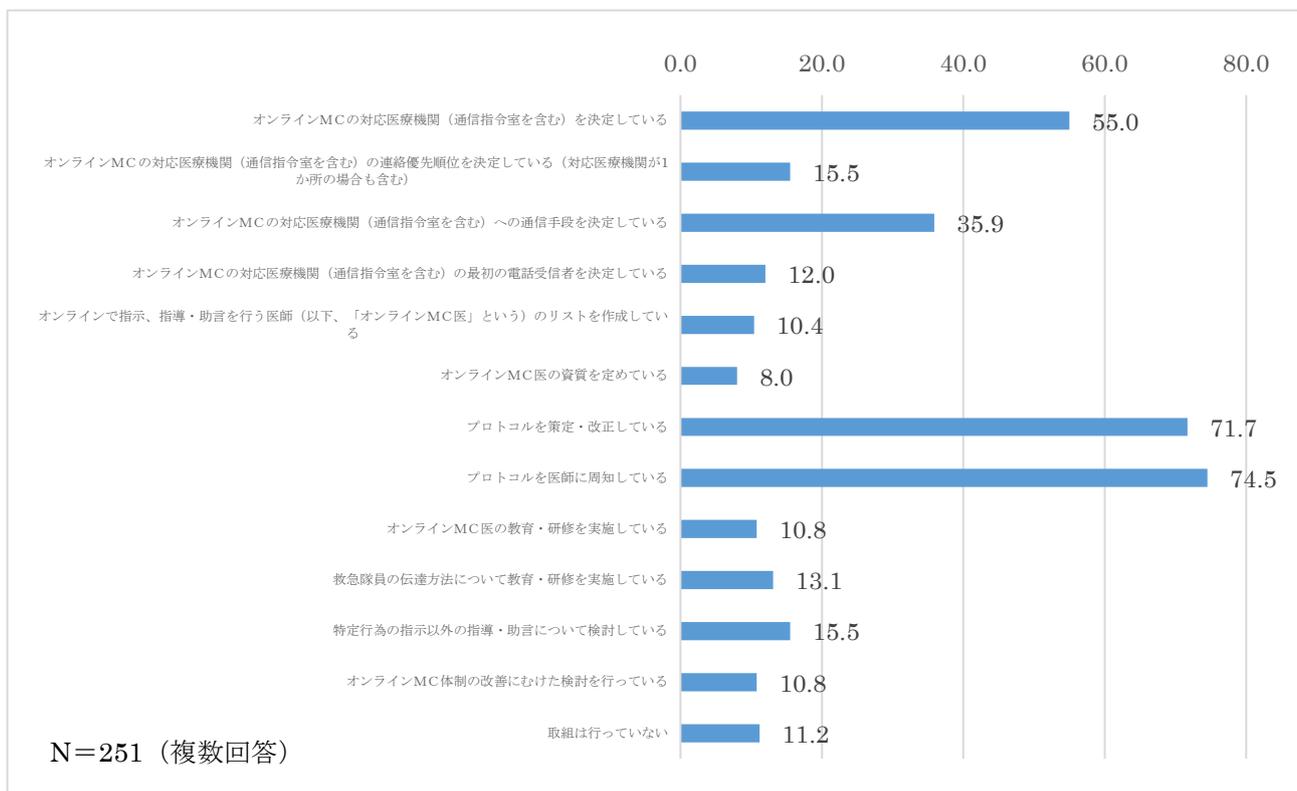
○都道府県MC：「プロトコルを策定・改正している」、「プロトコルを医師に周知している」の順に多い。

○地域MC：「プロトコルを医師に周知している」、「プロトコルを策定・改正している」の順に多い。

図表8 オンラインMCの取組
(都道府県MC票) (回答割合)



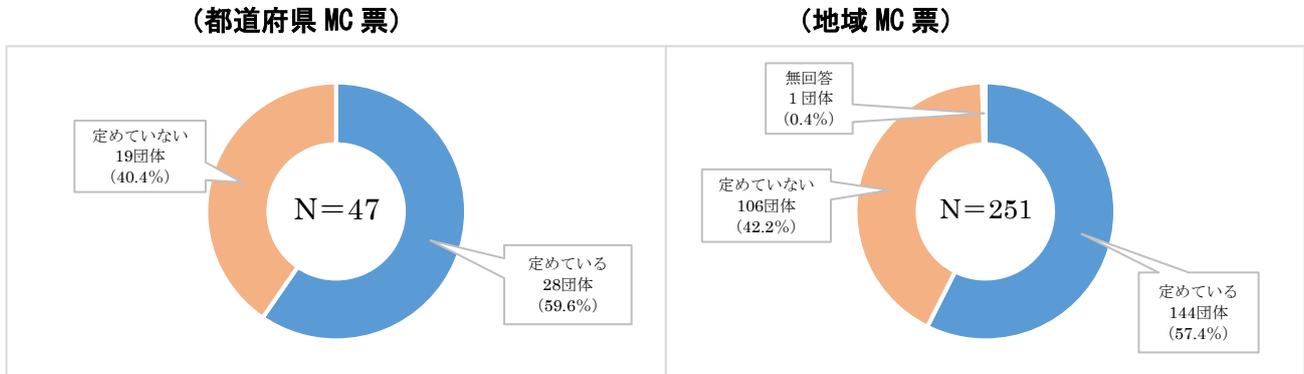
(地域MC票) (回答割合)



3. 救急救命士の再教育における病院実習時間及び日常的な教育体制の時間

- 都道府県MC : 28 団体 (59.6%) が定めていると回答した。
- 地 域 M C : 144 団体 (57.4%) が定めていると回答した。

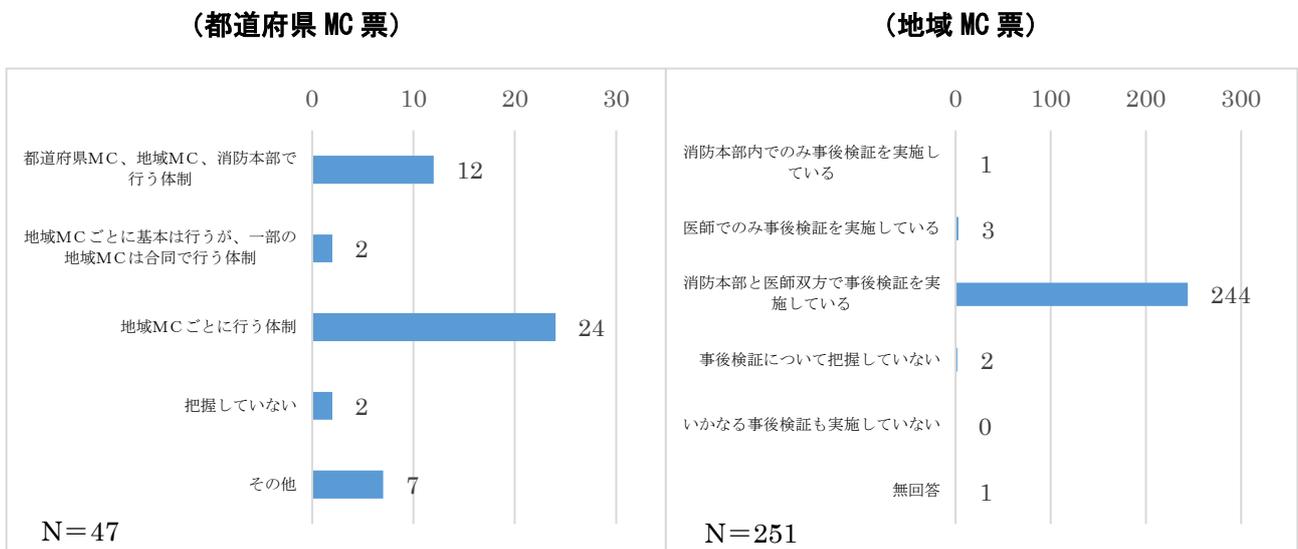
図表 9 再教育時間について



4. 事後検証体制

- 都道府県MC : 「地域MCごとに行う体制」、「都道府県MC、地域MC、消防本部で行う体制」の順に多い。
- 地 域 M C : 「消防本部と医師双方で事後検証を実施している」の回答が最多。

図表 10 事後検証体制



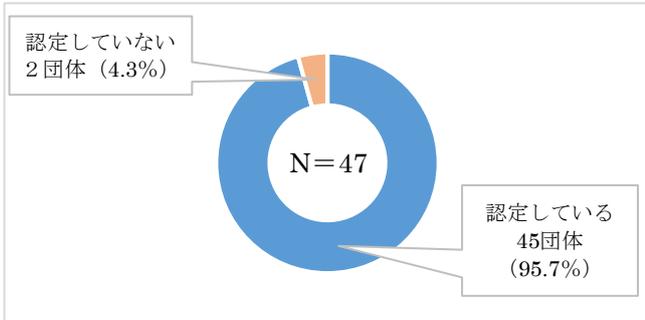
第3節 救急に携わる職員の教育

1. 指導救命士の認定

(1) 指導救命士の認定状況

45 団体 (95.7%) が認定していると回答している。

図表 11 指導救命士の認定状況 (都道府県MC票)



	MC 数	認定者数
指導救命士の認定	45 団体	2,230 人 (※)

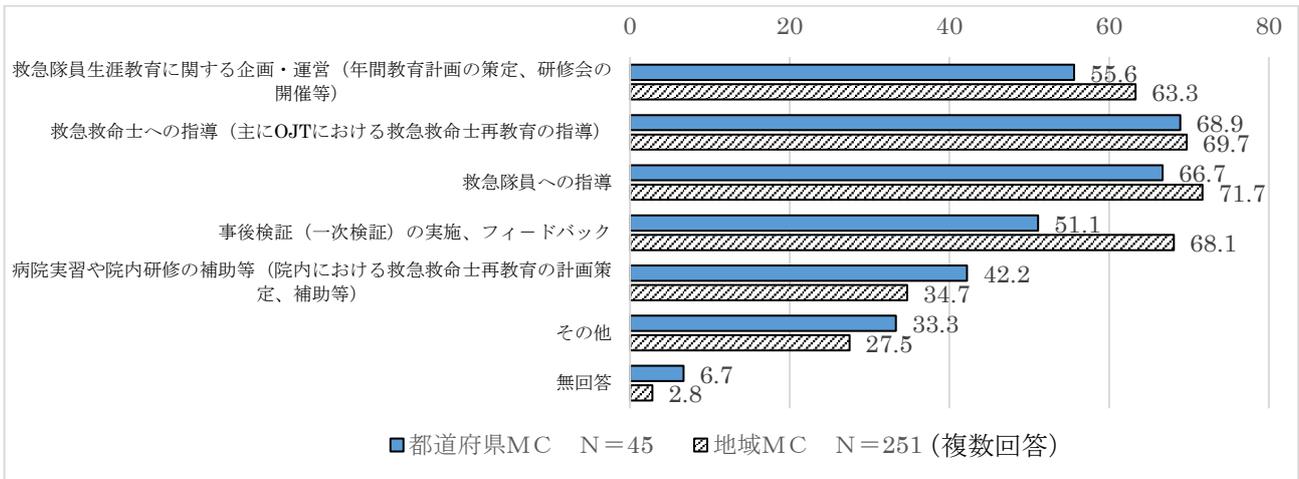
※これまでに認定された指導救命士数 (累計)
(都道府県独自の認定基準も含む)

(2) 指導救命士の消防教育機関での活用状況

○都道府県MC : 「救急救命士への指導」、「救急隊員への指導」の順に多い。

○地域MC : 「救急隊員への指導」、「救急救命士への指導」の順に多い。

図表 12 指導救命士の消防教育機関での活用状況 (都道府県MC票) (回答割合)



「その他」に挙げられた回答

(都道府県MC票)

- 消防学校等の講師、指導
- 都道府県MC専門部会等への参画
- 通信指令員の生涯教育の補助

(地域MC票)

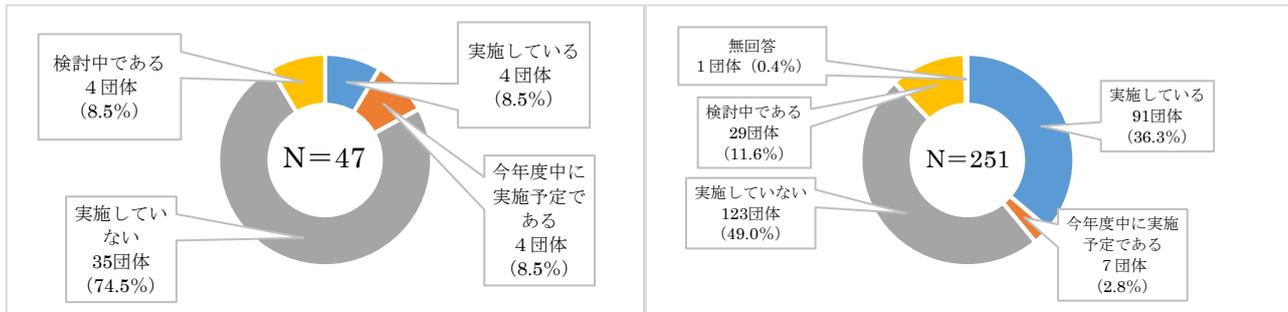
- 地域MC協議会への参画
- 医療機関との連絡調整
- MC主催の講習における講師
- 通信指令員への教育
- ワークステーションでの教育指導

2. 通信指令員の救急に係る教育

(1) 教育の実施状況

○都道府県MCでは4団体（8.5%）、地域MCでは91団体（36.3%）が実施している。

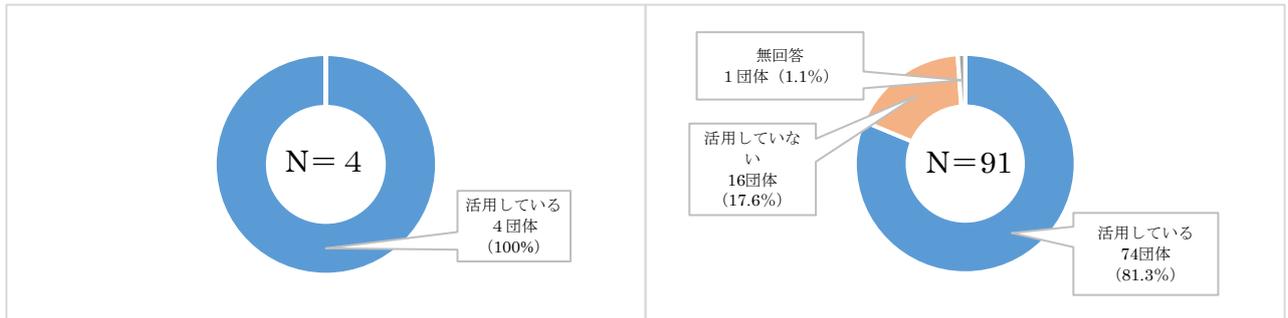
図表 13 通信指令員への救急に係る教育の実施の有無
(都道府県MC票) (地域MC票)



(2) 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用

○都道府県MCでは4団体（100%）、地域MCでは74団体（81.3%）が活用している。

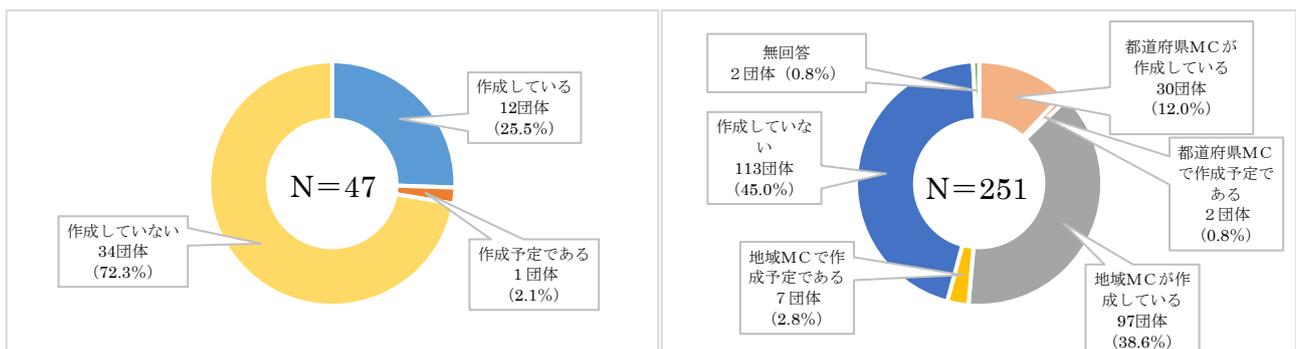
図表 14 通信指令員への救急に係る教育の実施の有無
(都道府県MC票) (地域MC票)



(3) 口頭指導要領の策定

○都道府県MCでは12団体（25.5%）、地域MCでは97団体（38.6%）が策定している。

図表 15 口頭指導要領の策定状況
(都道府県MC票) (地域MC票)



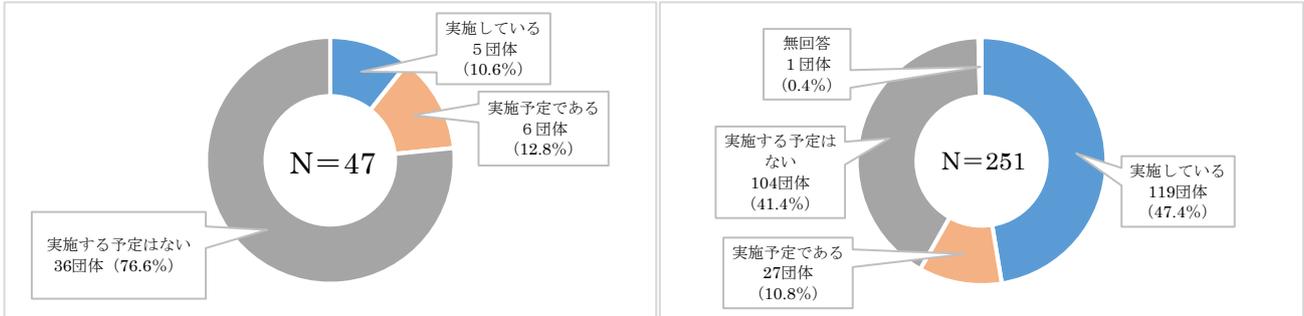
(4) 口頭指導に係る事後検証の実施

○都道府県MCでは5団体(10.6%)、地域MCでは119団体(47.4%)が実施している。

図表 16 口頭指導に係る事後検証の実施状況

(都道府県MC票)

(地域MC票)



3. テロ災害等への対応力向上

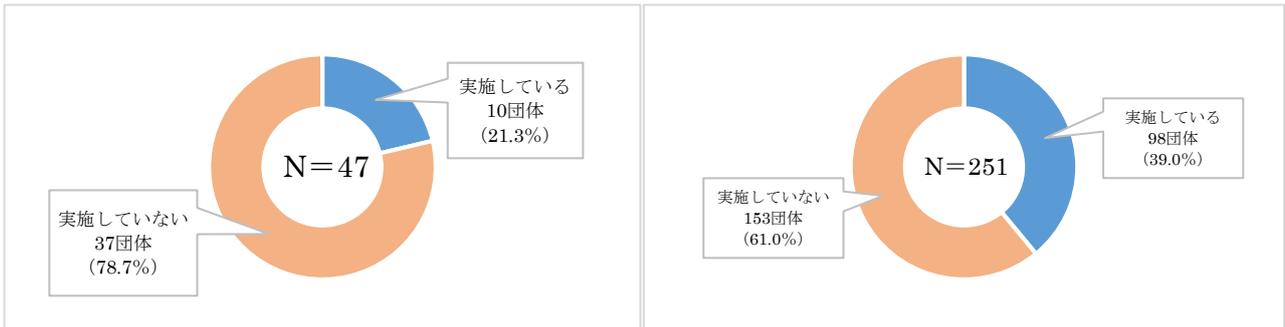
(1) 救命止血帯(ターニケット)の教育状況

○都道府県MCでは10団体(21.3%)、地域MCでは98団体(39.0%)が教育を実施している。

図表 17 救命止血帯(ターニケット)の教育状況

(都道府県MC票)

(地域MC票)



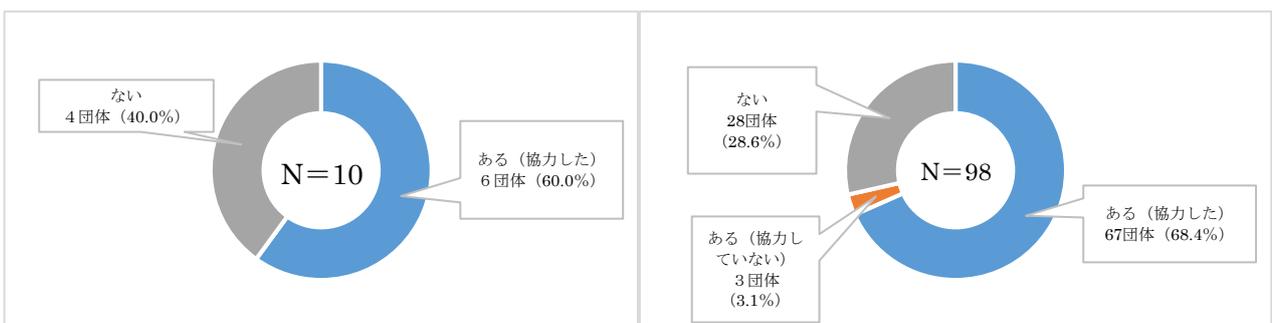
(2) 消防本部からの指導協力要請

○都道府県MCでは、教育を実施している10団体のうち6団体(60.0%)、地域MCでは、98団体のうち67団体(68.4%)が協力要請を受けて教育を実施している。

図表 18 各MC協議会に対する消防本部からの協力要請の状況

(都道府県MC票)

(地域MC票)



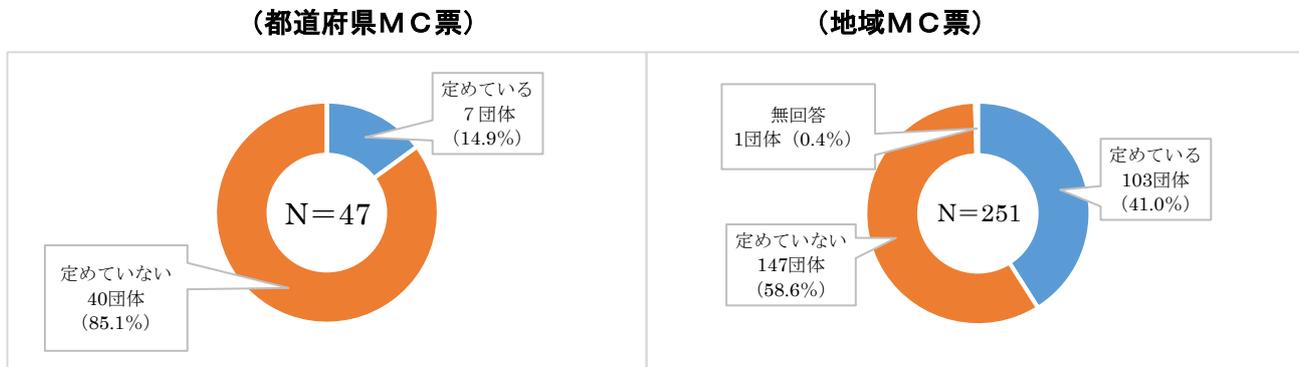
※上記の消防本部から指導協力要請を受けて教育を実施していると回答した73団体(6都道府県MC・67地域MC)においては、「テロ災害等の対応力向上としての止血に関する教育テキスト」を活用している。

4. 心肺蘇生を望まない傷病者への対応

(1) 対応方針の策定

○都道府県MCでは7団体(14.9%)、地域MCでは103団体(41.0%)が定めている。

図表 19 対応方針の策定

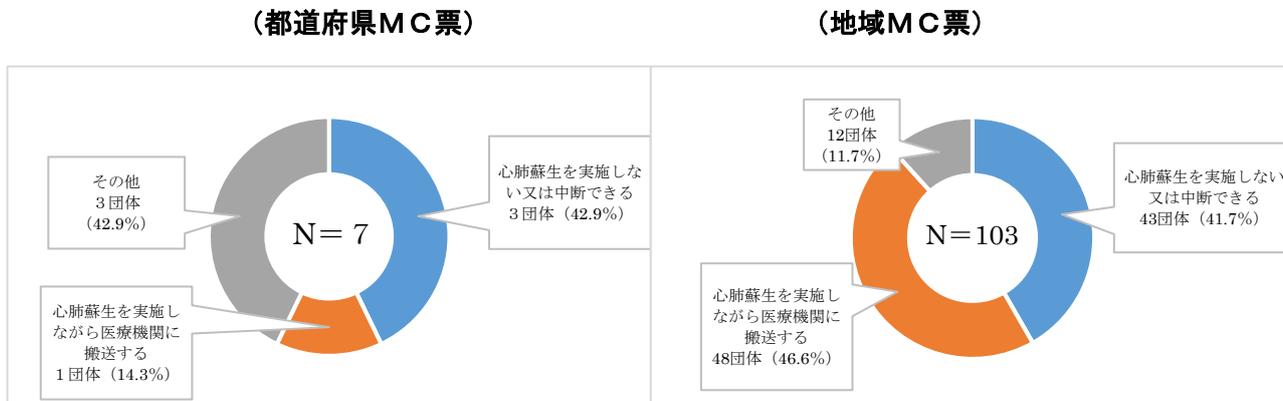


(2) 対応方針の内容

○都道府県MC：対応方針を策定している7団体のうち3団体(42.9%)が心肺蘇生を実施しない又は中断できる対応としている。

○地域MC：対応方針を策定している103団体のうち43団体(41.7%)が心肺蘇生を実施しない又は中断できる対応としている。

図表 20 対応方針の内容



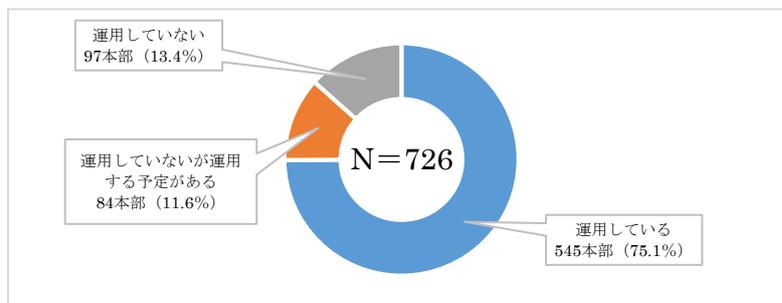
第3章 消防本部の調査結果

第1節 指導救命士

1. 指導救命士の運用

545 消防本部（75.1%）で運用している。

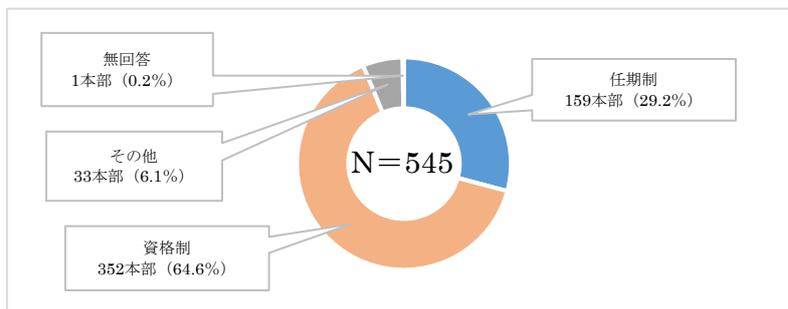
図表 21 消防本部における指導救命士の運用状況（消防本部票）



2. 指導救命士の運用法

指導救命士の運用法として、資格制が 352 消防本部（64.6%）で多く、任期制が 159 消防本部（29.2%）であった。

図表 22 指導救命士の運用法（消防本部票）

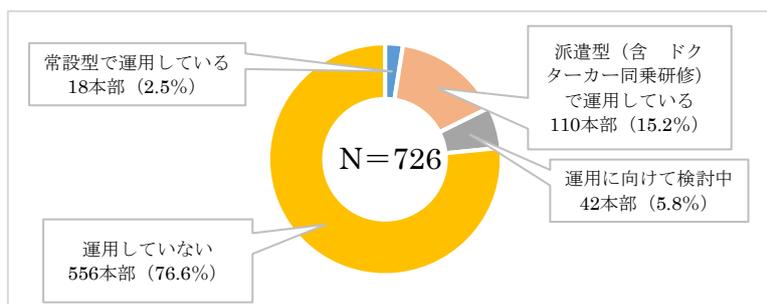


第2節 救急救命士の再教育

1. 救急ワークステーションの運用

常設型 18 消防本部（2.5%）、派遣型 110 消防本部（15.2%）の運用となっている。
（平成 30 年：常設型 20 消防本部：2.7%、派遣型 88 消防本部・12.1%）

図表 23 救急ワークステーションの運用状況（消防本部票）

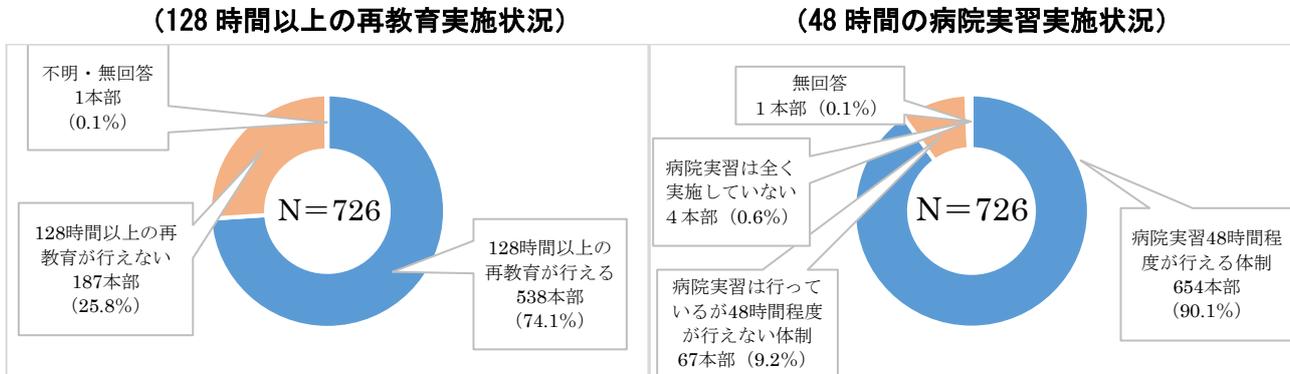


2. 救急救命士の再教育の実施状況

○2年間で128時間以上の再教育が行える消防本部は538消防本部（74.1%）となっている。

○病院実習が48時間程度行える消防本部は654消防本部（90.1%）となっている。

図表 24 再教育の実施状況（消防本部票）



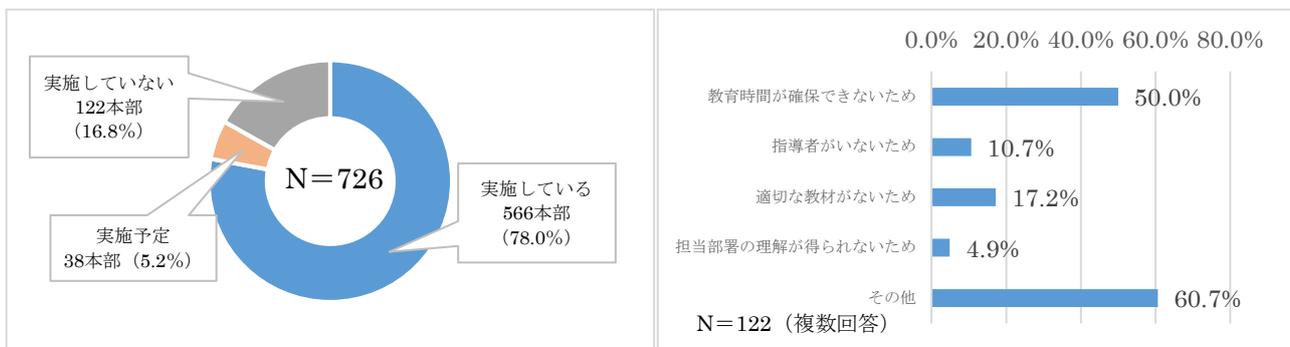
第3節 通信指令員の救急に係る教育及び口頭指導

1. 教育の実施状況

通信指令員の救急に係る教育については、566消防本部（78.0%）で実施している。

図表 25 通信指令員教育の実施状況（消防本部票）

（実施していない理由・回答割合）



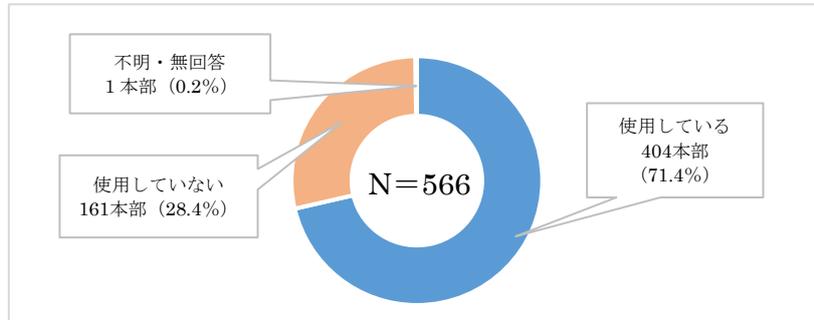
実施していない理由(その他)

- 指令員が救急救命士又は救急隊員の資格をもっているため
- OMCの研修会に参加している
- 自己研鑽で講習会等を活用している。

2. 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」の活用

教育を実施している 566 消防本部のうち、404 消防本部（71.4%）が「通信指令員の救急に係る教育テキスト」を活用している。

図表 26 テキストの活用状況（消防本部票）

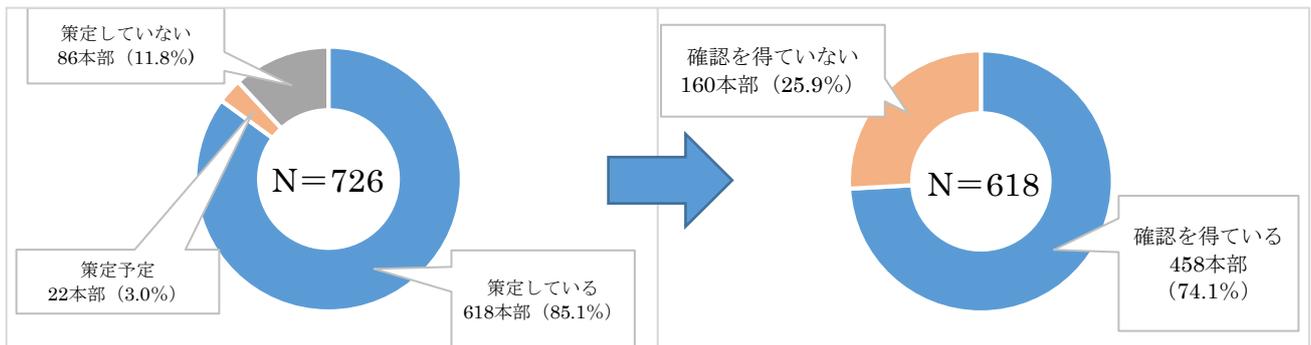


3. 口頭指導要領の策定及び地域MCの承認

全国消防本部の中で 618 消防本部（85.1%）が口頭指導要領を策定している。また、要領を策定している消防本部のうち 458 本部（74.1%）が地域MCによる確認を受け運用している。

図表 27 口頭指導要領策定状況（消防本部票）

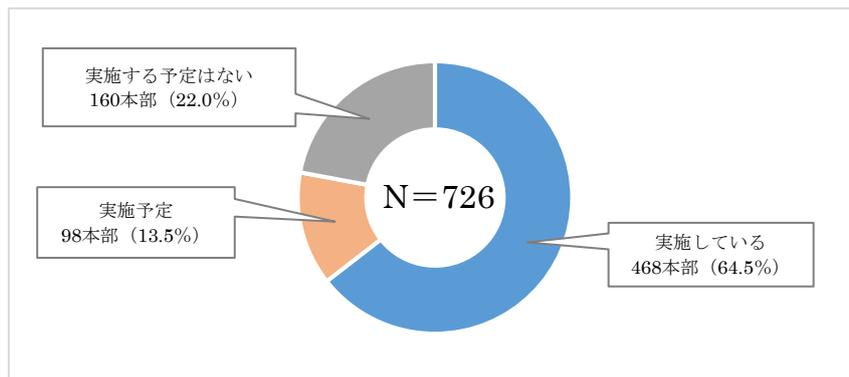
図表 28 地域MCの確認状況（消防本部票）



4. 口頭指導に係る事後検証の実施

全国の消防本部の中で 468 消防本部（64.5%）が事後検証を実施している。また、98 消防本部（13.5%）が実施予定となっている。（平成 30 年実施している：446 消防本部 61.3%、実施予定：65 消防本部 8.9%）

図表 29 口頭指導の事後検証の実施（消防本部票）

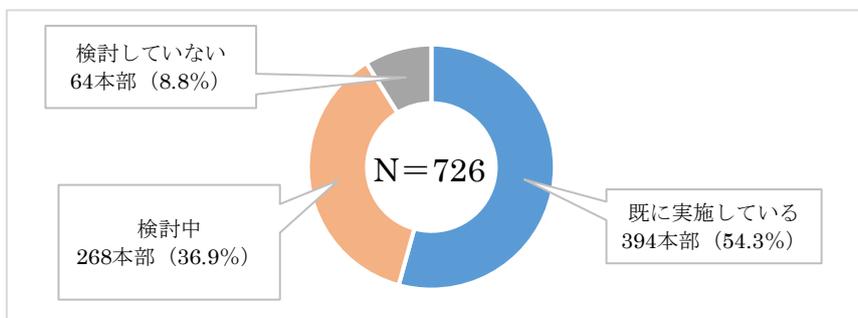


第4節 テロ災害等への対応力向上

1. 救命止血帯（ターニケット）の教育状況

救命止血帯（ターニケット）の教育状況については、394 消防本部（54.3%）で実施している。

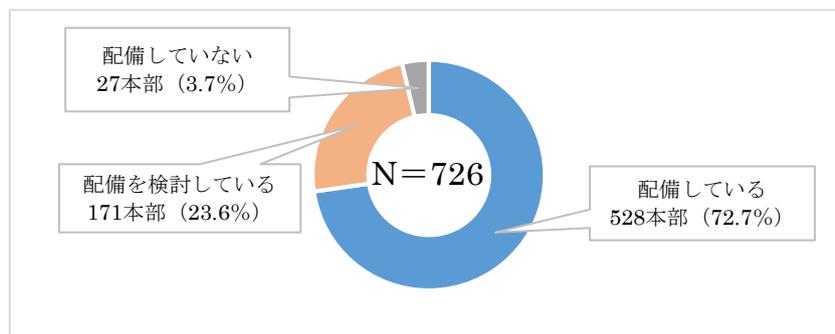
図表 30 救命止血帯（ターニケット）の教育状況（消防本部票）



2. 救命止血帯（ターニケット）の配備状況

救命止血帯（ターニケット）の配備状況は、528 消防本部（72.7%）で配備している。

図表 31 救命止血帯（ターニケット）の配備状況（消防本部票）

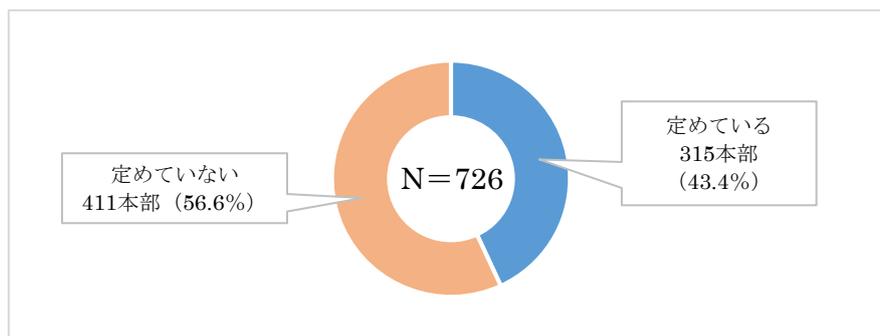


第5節 心肺蘇生を望まない傷病者への対応

1. 対応方針の策定

心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応方針の策定については、315 消防本部（43.4%）が定めている。

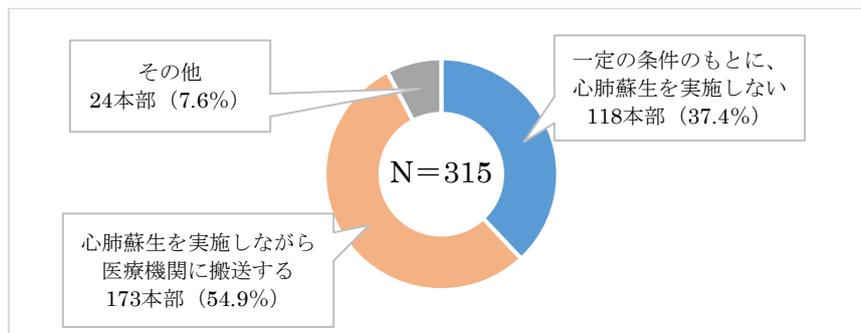
図表 32 対応方針の策定（消防本部票）



2. 対応方針の内容

対応方針を策定している 315 消防本部のうち 118 消防本部 (37.4%) が心肺蘇生を実施しない又は中断できる対応としている。

図表 33 対応方針の内容 (消防本部票)

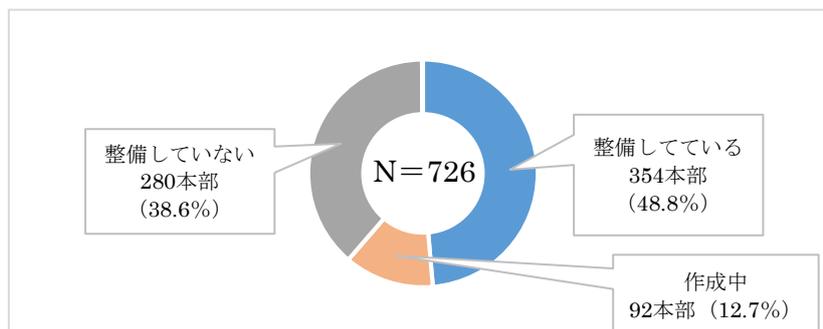


第6節 救急隊の感染防止対策

1. 感染防止対策マニュアルの整備

感染防止対策マニュアルを整備については、354 消防本部 (48.8%) が整備している。

図表 34 感染防止対策マニュアルの整備 (消防本部票)



2. 感染防止に関する研修の実施状況

研修を定期的に行っている 68 消防本部 (9.4%) と不定期に行っている 311 消防本部 (42.8%) を併せると 379 本部 (52.2%) となっている。

図表 35 感染防止に関する研修の実施状況 (消防本部票)

